

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（第135回）

2025年9月25日 西岡加名恵

Ⅰ. 教育課程企画特別部会「論点整理(案)」(2025年9月19日)について

(1)「豊かな学びに繋がる学習評価の在り方」について

- 改めて、「目標に準拠した評価」の意義を強調していただきたい。
 - 教育課程の柔軟性を高める際にも、子どもたちが生きていく上で必要な学力を保障していくことが求められる。
 - 「目標に準拠した評価」によって、指導と学習の改善、及びカリキュラムの改善につなげることで、さらには各学校に必要な諸条件の整備につなげることが重要である。
- バランスよく資質・能力を育成するために、多面的・多角的な評価の重要性など、評価方法に関する記述の充実を図っていただきたい。
 - 特に、各教科での深い学びを実現するためには、「本質的な問い」に対応して思考・判断したことを表現させるようなパフォーマンス課題の活用が有効である（「学びの主体的な調整」の力の育成、さらには主体的に探究を進める上での基礎となる「知識・技能を活用する力」の育成にも有効である）。
 - 「学びを通じて自分の人生を舵取り」する力を育成する上で、ポートフォリオ評価法には大きな意義がある。「学びに向かう力、人間性の高まり」は、カリキュラム全体で追求していくものである。ポートフォリオについては、「総合的な学習（探究）の時間」だけでなく、カリキュラム全体に対応させて作ることも可能である。

(2)「こども基本法」の基本理念を踏まえた教育課程の在り方について

- 現在の日本の子どもたちは、極めて厳しい状況に置かれている。
 - 11.5%（約9人に1人）の子どもが「貧困」状態（ひとり親世帯では44.5%）
 - 虐待死は年間50件を超える（1週間に1人）
 - 児童生徒の自殺は過去最多（527人。1週間に10人）
 - 学校におけるいじめ／暴力行為の増加（1000人あたり57.9件／8.7件）
 - 長期欠席／不登校の児童生徒の激増（493,449人／346,482人）
- Cf. 2024年の出生数
686,061人
- ※子ども期の逆境体験（Adverse Childhood Experiences）は長期にわたり深刻な影響を与える。
- 子どもたちの「安全・安心」「心身の健康」を実現するために、以下の事例も念頭に、子どもたちが直面する困難を直接的に扱い、「生き方」に関する「知識」を保障するようなプログラムを教育課程に位置づけていただきたい。カリキュラム横断の視点としての総則・総則解説等への位置づけや、各教科や領域における内容の位置づけが考えられる（内容的に成績づけにはそぐわないものがあることに留意が必要）。
 - 文部科学省の「生命（いのち）の安全教育」（性暴力の加害者・被害者・傍観者にしない）
 - 大阪市立田島南小中一貫校の『『生きる』教育』（虐待予防教育、トラウマ治療的な教育。支配にも依存にも陥らないよう、人との適切な距離の取り方を学ぶ。子どもの権利を学び、法や福祉などの仕組みも知って、受援力を身につける。過去・現在・未来をつなぎ、アイデンティティを形成する）
 - 大阪府立西成高等学校の「反貧困学習」
 - 心の健康教育（ストレス・マネジメント、ソーシャル・スキル・トレーニング、アサーション・トレーニング、トラウマ・インフォームド・ケアなど）
 - イギリスの Personal, Social, Health and Economic (PSHE) Education

2. 教員養成部会「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理(案)」(2025年9月19日)について

「各大学等の特色や資源を活かした教職課程の実現が必要」というご意見に強く賛同する。このことに関連して、総合大学における教員養成における制度的な課題について問題提起したい。

現在、学校現場では深刻な教員不足が続いている。京都大学も中等教育の教員養成に携わる大学として、優れた教員を数多く養成し、社会で活躍いただきたいと考えている。しかし、現在、特に下記の点について対応に苦慮している。これらの制度的な課題について、是非、前向きに取り組んでいただき、教員養成の充実・発展に繋がっていただきたい。

(1) 一定の条件を満たす場合には、全学あるいは学部横断的な形で課程認定を行うなど、柔軟な運用をお認めいただきたい(大学だけでなく、奨学金免除の対象となるか否かにも関連して、教職を志す学生にとっても大きなメリットがある)。

- 現在、教職課程は学位プログラムと連携したものとして認定され、また、その定員の範囲で教育を行う制度設計になっている。在学途中で進路変更する学生も含めて、より多くの学生が履修しやすい環境を整えていただきたい。
- 「教科に関する専門的事項に関する科目」では、学習指導要領に応じた幅広い内容が求められているが、大学で開講されている専門科目は高等教育にふさわしく深く専門の学芸を教授する内容が求められており、これら2つの内容を兼ねることが難しい。他学科等で開設する授業科目の単位数の制約もあり、結果として教職を志す学生の修得単位数が増え、負担が大きくなってしまう(当初、関心を持っていた学生が、教員免許取得を諦めてしまう)という点が課題となっている。必修科目数の縮減が議論されているが、卒業に必要な科目と教職科目を重ねることができれば、教職課程の単位数が減らなくても、学生にとっての負担感は減る。

(2) 教職を目指す学生の中には、学部、大学院、科目等履修の組み合わせによって必要要件を充足している学生が存在しているという実態を勘案の上、柔軟な対応をお認めいただきたい。

- 令和5年の省令改正により教職課程における科目区分の変更がなされ、旧課程から新課程への移行に際して経過措置が設けられた。しかし、令和5年度以前に学部に入学者が、中学「理科」の免許取得に当たり、たとえば大学院に進学して引き続き必要な単位の修得を目指す場合、大学院では改正後の課程での履修が求められるため、学部時代に改正前の科目区分で修得した単位を改正後の科目区分として読み替える経過措置の適用が受けられず、改めて改正後の課程の科目を履修し直す必要が生じてしまっている。今後の省令改正等に際して、適切な経過措置を講じていただけるようお願いしたい。